



プーチン大統領は、安倍首相を過去にとらわれず戦略的な構想を持つ指導者と評価し、交渉できる相手とみている。領土交渉は今後1年で解決するような簡単な問題ではないが、安倍政権が続く間に何らかの形で進展する可能性はある。

プーチン氏は1956年の日ソ共同宣言が領土問題の解決の基本になるとの姿勢で一貫している。両国議会が批准した「共同宣言」には法的効力があるからだ。

日露双方に受け入れ可能な解決案としては歯舞と色丹の2島を引き渡した後、国後と択捉を含めた4島で共同経済活動を進めることが考えられる。

ただしプーチン氏は歯舞と色丹について「どついう状況で引き渡すかについては『共同宣言』には何も書いていない」と発言し逃げ道も残している。2島の主権、管轄権をどうするのかについてはあいまいなままだ。

日本側は国後、択捉の2島も領土交渉に絡めたいようだが、ロシアは到底応じられない。「共同宣言」は国後、択捉について

## 「4島」固執 1島も得ず

何も触れていない。ロシアはこの2島の開発にかなりの額の投資をしてきたしロシア人の住民も定着している。

歯舞、色丹の引き渡し問題と国後、択捉の帰属問題を分けて話し合う「並行協議」という考え方もある。しかしこの方法で今後、国後と択捉についての交渉を始めたとしても、これまでのように不毛な議論が続くだけで意味はない。

プーチン氏はロシア国内に向け、「共同宣言」が歯舞、色丹の引き渡しを明記していることを説明していない。2島の引き渡しに加え「共同宣言」に何も書かれていない国後、択捉についても譲歩するとなれば「自国の領土なのになぜ日本に渡さなければいけないのか」と、ロシア国民も強く反発する。

ロシアはウクライナ南部クリミア半島を編入し米国などと対立を深めている。そうした状況の中でロシアが日本だけに譲歩することはできない。

歯舞、色丹の2島が戻るだけでも日本には漁業分野でのメリットが広がる。だが日本が4島返還に固執すれば、いつまでたっても一つの島も手に入れることができないだろう。

「共同宣言」に署名した60年前に戦争状態に終止符を打ったのに、これから「平和条約」を結ぶ必要があるだろうか。いまだに日本とロシアの間で戦争が続いているような誤解を与えてしまう。日露が結ぶ条約は「国境固定条約」や「親善条約」などの名称にしたほうがいい。

(モスクワ 花田吉雄)

